

令和 7 年
6 月高浜市議会定例会
議案書（追加分その 2）

議案第48号

高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正するものとする。

令和7年6月25日提出

高浜市長 吉岡初浩

高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）

（高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第1条 高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年高浜市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

（高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第2条 高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年高浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ポスター及びビラの作成に要する経費負担の限度額を改定するためであります。